

## 法政大学における新型コロナウイルス感染症に対する教育活動および関連する諸活動に関する行動方針について

各々の行動方針レベルは、感染状況や社会情勢などを踏まえつつ、危機対策本部会議において判断し、決定します。  
なお、本行動方針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。



現在の設定レベル（2022年4月～）

### 1 教育活動における行動方針レベル

レベル	行動方針	
0	—	2019年度以前の形態で対面授業を実施。
1	制限（小）	感染防止に注意しながら、対面授業の実施を基本とする。オンライン授業を積極的に利用する。
2	制限（中）	原則として授業は、オンライン授業で実施する。実験・実習科目、少人数科目、講義科目の一部は、感染防止に最大限注意して、対面により実施することができる。
3	制限（大）	原則オンライン授業のみとする。「3密」を徹底して避けることを前提に実験・実習等を一部実施することができる。
4	制限（最大）	オンライン授業のみ実施。

### 2 フィールドワーク等の学外での授業及びゼミ合宿における行動方針レベル

レベル	行動方針	
0	—	通常通りの活動を可とする。
1	制限（小）	十分な感染防止対策を行い、また受入先と協議し、問題がないことを確認したうえで、各学部や担当教員の判断のもと実施することは差し支えないものとする。ただし、学生の参加については、個々の事情に十分配慮すること。
2	制限（中）	実施の必要性が特に高いものについては、学部等がその時期における実施の必要性を検討し、十分な感染防止対策をとるとともに、受入先等に問題がないことを確認したうえで、教職員の監督のもとで、実施することは差し支えないものとする。ただし、日帰りを実施することを原則とし、宿泊をとまなうものについては、事前に参加者のPCR検査を実施する、個室を利用する等の措置を講じたものにつき、実施してよいものとする。ただし、学生の参加については、個々の事情に十分配慮すること。
3	制限（大）	全面的に活動を禁止する。

### 3 学生の研究活動における行動方針レベル

レベル		行動方針
0	—	通常通りの活動を可とする。
1	制限（小）	感染拡大に最大限注意し、研究活動を行うこととする。特に研究室での研究活動においては、定期的な換気やマスク着用の徹底、研究室の在室人数を制限する、研究室等での滞在時間を減らすなど、できる限りの感染防止対策に努める。
2	制限（中）	必要最小限の研究室関係者の立ち入りを許可する。立ち入る研究室関係者（学生、研究員、教員）は現場での滞在時間を極力減らし、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となる。
3	制限（大）	研究機能の最低限の維持のため、生物の世話、液体窒素の補充、サーバー維持などを目的に、研究員および教員のみの一時的入室を許可する。学生の入室は原則禁止する。

### 4 ゼミ(研究室)で参加する学会発表における行動方針レベル

レベル		行動方針
0	—	通常通りの活動を可とする。
1	制限（小）	十分な感染防止対策を行い、各学部や担当教員の判断のもとで参加することは差し支えないものとする。ただし、学生の参加については、個々の事情に十分配慮すること。
2	制限（中）	必要性を十分検討し、感染防止対策を行ったうえで、教職員の監督のもとで参加することについては差し支えないものとする。ただし、日帰りを実施することを原則とし、宿泊をとまなうものについては、事前に参加者の PCR 検査を実施する、個室を利用する等の措置を講じたものにつき、実施してよいものとする。ただし、学生の参加については、個々の事情に十分配慮すること。
3	制限（大）	オンラインでの活動のみ可とし、対面での活動は禁止する。

### 5 学会や教育・研究にかかわる研究会等における行動方針レベル

レベル		行動方針
0	—	通常通りの開催を可とする。
1	制限（小）	感染拡大に十分注意し、実施するものとする。学外者の参加も可とするが、定員に余裕のある教室を使用する、適宜オンラインも併用する等の工夫もする。感染拡大につながる形態での飲食は不可とする。
2	制限（中）	運営に必要な要員のみ入構し、実施するものとする。それ以外はオンラインで参加する。
3	制限（大）	全面的にオンラインでの開催とする。

※ 本行動方針については、2022年3月2日に制定し、2022年4月27日に一部改正している。

以 上